

# おくやみ窓口のご案内

令和8年10月30日（金）まで

身近な方が亡くなった際には、市役所において様々な手続きが必要となります。刈谷市ではご遺族が少しでも不安や負担なく手続きができるように「おくやみ窓口」を開設しています。

おくやみ窓口では、死亡届提出後の市役所での手続きが円滑にできるようにお手伝いします。



◇開設場所：刈谷市役所 1 階 おくやみ窓口

◇利用時間：①午前10時～②午後1時30分～

③午後3時～

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

◇利用方法：事前予約制（各回1組）

3開庁日前までに予約してください。

◇電話予約：以下のお問い合わせ電話番号へ

◇LINE 予約①：まず友だち登録してから予約に進んでください。（右の①QRコード参照）

（友だち登録をしていないと承認のLINEが届きません）

②：友だち登録済の方は、右の②QRコードから予約できます。

申し込みの時点では、仮予約となります。

**承認のLINEが届いたら、予約が確定します。**

承認のLINEが届くのは、翌開庁日になる場合があります。

◇ご注意いただくこと

・おくやみ窓口では市役所での手続きのみをご案内しています。

市役所以外での手続きは、ご自身でご確認くださいようお願いいたします。

・窓口をご利用いただける方は、刈谷市内に住民票があった故人のご遺族です。

・おくやみ窓口の利用にあたり、事前に書類の準備を行う際、関係部署と情報を共有することをご承知おきください。

・再来庁や担当課窓口での手続きが必要な場合があります。

◆おくやみ窓口を利用せずに、ご自身で各課を回り手続きをすることも可能です。



① 友だち登録 ▲



② 友だち登録済の方 ▲  
はこちらから

お問い合わせ：刈谷市役所 市民課 おくやみ窓口



▲市HP

☎ 0566-93-5194

午前8時30分～午後5時15分

月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く）

故人の死亡時の住民登録（住民票）が刈谷市にあった場合は、死亡届提出後2開庁日程度で個別の「手続き案内」を作成し、ご遺族へ発送しています。手続きの参考にしてください。

## 手続きに必要な主な持ち物は、以下のとおりです

※状況によっては、その他必要なもの又は不要となるものが生じる場合があります。

### 亡くなられた方のもの（お手元にあるものをお持ちください）

- |   |                                     |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 国民健康保険・後期高齢者医療制度加入者:資格確認書（お持ちの方）    |
| 2 | 介護保険被保険者証                           |
| 3 | 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳            |
| 4 | 市役所から交付された各種受給者証、高齢・障害サービス関係の利用券 など |

### ご遺族のもの

- |    |                                                                                                                                                                      |
|----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 5  | 来庁される方の本人確認書類<br>・1点でよいもの（写真付きのもの）<br>マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など<br>・2点必要なもの（氏名等が確認できるもの）<br>資格確認書（健康保険）、介護保険被保険者証、各種年金証書、基礎年金番号通知書 など                         |
| 6  | 葬祭を行ったことがわかるもの（葬祭日及び喪主が記載されているもの）<br>会葬礼状、葬祭費用の領収書 などから1点                                                                                                            |
| 7  | 委任状 （用紙は「おくやみ手続きガイド」最終ページや刈谷市 HP 掲載のものをご利用いただけます）<br>・手続きを代理の方が行う場合は、委任状が必要となります<br>・世帯主変更の届出を同一世帯員以外の方が行うとき<br>・国民健康保険の手続きを同一世帯員以外の方が行うとき<br>・葬祭費の申請を喪主以外の方が行うとき など |
| 8  | 預貯金通帳（相続人代表、喪主）                                                                                                                                                      |
| 9  | 国民健康保険加入者: 資格確認書（お持ちの方）<br>・亡くなられた方が世帯主で、国民健康保険に加入する世帯員がいる場合、<br>加入者の 資格確認書（お持ちの方）をご持参ください                                                                           |
| 10 | 印鑑（届出人、相続人代表、喪主）<br>※原則、自署により不要となりますが、手続きによっては必要となる場合があります                                                                                                           |

### お知らせ

- |   |                                                                                                                               |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ★ | <b>お亡くなりに伴い水道料金や国保税の引き落とし口座を変更される場合は</b><br>・新たに引き落としに使う口座の通帳とその通帳の届出印をお持ちいただくと、口座変更の手続きができます。（金融機関等によっては、手続きできないことがあります）     |
| ★ | <b>年金の手続きはおくやみ窓口でできません。手続きの要否と手続先をご案内します。</b><br>・手続先が年金事務所の場合は、予約をお願いします。<br>※日本年金機構 予約専用ダイヤル 電話 0570-05-4890（平日 8:30-17:15） |